

在外公館で旅券及び証明を申請する際の戸籍謄本の提出について

令和7年3月25日

- 1 令和7年3月24日（月）当地時間午前0時より、外務省と法務省間で戸籍情報のシステム連携が開始されます。
- 2 これにより、旅券の申請（新規発給、記載事項に変更がある場合等）及び戸籍謄本の提出を必要とする証明の申請（出生証明、婚姻証明等）の際、申請者が「戸籍電子証明書提供用識別符号」（以下「符号」）を在外公館窓口に提示することにより、在外公館側で戸籍電子証明書（電子的に戸籍情報を証明したものを）を確認することが可能となるため、紙の戸籍謄本の提出が不要になります。

※「符号」は、行政機関が戸籍電子証明書の内容を確認するためのパスワード（16桁の数字、有効期間3か月）です。マイナポータル上（無料）又は市町村窓口（有料）で取得できます。「符号」の取得に関する詳細は各市町村のHP等でご確認ください。

※マイナポータル上での「符号」の取得方法は、以下のサイトを参照してください。

<https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0236.html>

※行政手続における戸籍電子証明書の利用について（法務省）

<https://www.moj.go.jp/content/001434764.pdf>

- 3 「オンライン在留届（ORRネット）」から旅券及び証明のオンライン申請をする場合は、あらかじめ取得した符号を申請画面で入力することにより、戸籍電子証明書をオンラインで提出できます。また、窓口申請においては、市町村発行の識別符号通知書の提示か、口頭（メモ）などで符号を提供していただくことが可能です。

（参考）

●旅券のオンライン申請

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/page22_004039.html

●証明のオンライン申請

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page23_004157.html

（了）